

投票立会人を募集しています

今後執行される各選挙での投票立会人を募集します。
応募いただいた方を登録し、今後の選挙の際に、登録者の中から採用します。

勤務内容

- ①投票所の開閉に立ち会うこと
- ②選挙人が最初の投票をする際に、投票箱が空であることの確認に立ち会うこと
- ③選挙人が入場してから、投票用紙を間違いなく投票箱に投入し、退場するまでの一連の行為に立ち会うこと
- ④投票時間終了後、投票箱の封鎖に立ち会い、投票箱の鍵を封印すること
- ⑤投票録の記載が間違っていないことを確認し、署名すること

勤務期間…投票日当日の6:45～20:15

勤務場所…市内各投票所（37カ所）

労働条件

▷報酬 日給10,700円

▷その他 社会保険・雇用保険は適用しません。

*報酬額については勤務時間等によって変更となる場合があります。

応募資格…選挙権があること。ただし、高校生については高校および保護者が事前に許可していること。

応募期間…通年募集していますが、予告なく締め切ることがあります。

募集人員…各投票所3名

受付窓口…五所川原市選挙管理委員会事務局（市役所2階）

応募方法…「投票立会人登録用紙」に必要事項を記入の上、選挙管理委員会事務局まで直接持参していただくか、郵送でご提出ください。ただし、高校生については高校および保護者の許可を事前に受けてから提出してください。

*詳細は市ホームページより職員採用情報>臨時・非常勤職員募集>投票立会人の募集についてをご覧ください。

登録から採用まで

1. 選挙管理委員会事務局から登録者へ連絡し、勤務の可否、希望勤務場所等の調査を実施

2. 採用の決定

*投票立会人として承諾した場合、病気やその他やむを得ない正当な理由がある場合を除き、辞退することはできません。

*調査の結果、勤務場所や勤務日程について、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ先…選挙管理委員会事務局 内線2842

たくさんの
応募お待ちしております！



浄化槽設置費用を補助します

【新築工事・改築工事いずれも対象です】

対象となる区域…公共下水道処理区域、特定環境保全公共下水道処理区域（相内地区）、農業集落排水処理区域（梅田地区・藻川地区・蒔田地域）、漁業集落排水処理区域（十三地区）を除く市内全域

補助対象の要件

▷自らが居住することを目的とした住宅に浄化槽を設置する方または浄化槽が新たに設置される住宅を建築・購入する方

▷市税等を滞納していない方

▷市に住民登録をしている方または住民登録を行う方

注意事項

▷着工前に申請し、市の確認を受ける必要があります。

▷令和4年3月10日(木)までに設置を完了し、同期日までに浄化槽設置完了報告書を提出する必要があります。

▷すでに設置済みの合併処理浄化槽の更新・改築は補助対象外です。

▷店舗を含む住宅や一軒家の貸家の場合、別に要件があります。

▷浄化槽が新たに設置される住宅を購入する場合は、建築者が保管する補助対象であることを証する通知書が必要になります。

▷補助を受けた方は、浄化槽の使用開始後3年間に限り、浄化槽法第7条検査結果書および浄化槽法第11条検査結果書の写しを提出する必要があります。

補助の限度額…5人槽 35万2,000円
6～7人槽 44万1,000円
8～10人槽 58万8,000円

補助の基数…80基を予定。

受付期間…4月1日(木)～12月24日(金)
(土曜・日曜日、祝日を除く)

*予算の範囲内で随時受付。

*申請に必要な書類は4月1日(木)から下水道課で配布します。

*詳細は、市ホームページでも確認できます。

問い合わせ・申請先…下水道課 内線2756